

事 務 連 絡
令和3年7月12日

公益社団法人 日本建築士会連合会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
建築確認検査業務等の実施について

平素より建築行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、各特定行政庁及び各指定機関に対し、業務の実施にあたって引き続き留意すべき事項について、別添のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 山田、中村
TEL : 03-5253-8513

別添

国住指第1287号
令和3年7月12日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
建築確認検査業務等の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年7月12日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が東京都において発出、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間が延長され、新型コロナウイルス感染症対策本部長が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日決定、令和3年7月8日変更。以下「基本的対処方針」という。）が示されております。日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、すでに「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について」（令和3年6月21日付け国住指第1177号）により協力をお願いしたところですが、基本方針の内容を踏まえ、建築確認検査業務等の実施にあたっては、引き続き下記の点に留意されるようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対してこの旨周知いただきますようお願いいたします。

また、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しては、別添のとおり通知していますので、参考にお知らせいたします。

記

建築確認検査業務等の実施にあたっては、業務時における換気や咳エチケットの徹底等を行うとともに、電子申請又は郵送による申請の受付、審査時等の電話やテレビ会議等による情報の確認等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮すること。

なお、電子申請については、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）」（令和2年12月28日

付け国住指第 3408 号) 及び「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて
(技術的助言)」(令和 3 年 2 月 1 日付け国住指第 3661 号) で通知したとおり、押印
を求める手続の見直し等を行っており、当該通知に基づき、電子申請による対応に積
極的に取り組むこと。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 山田、中村

TEL : 03-5253-8513

国住指第1287号
令和3年7月12日

各地方整備局建政部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
建築確認検査業務等の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年7月12日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が東京都において発出、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間が延長され、新型コロナウイルス感染症対策本部長が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日決定、令和3年7月8日変更。以下「基本的対処方針」という。）が示されております。日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、すでに「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について」（令和3年6月21日付け国住指第1177号）により協力をお願いしたところですが、基本方針の内容を踏まえ、建築確認検査業務及び構造計算適合性判定業務の実施にあたっては、引き続き下記の点に留意されるよう、貴地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して周知いたしますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

1. 建築確認検査業務等の実施にあたっては、業務時における換気や咳エチケットの徹底等を行うとともに、電子申請又は郵送による申請の受付、審査時等の電話やテレビ会議等による情報の確認等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮すること。

なお、電子申請については、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）」（令和2年12月28

日付け国住指第 3408 号) 及び「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて(技術的助言)」(令和3年2月1日付け国住指第 3661 号) で通知したとおり、押印を求める手続の見直し等を行っており、当該通知に基づき、電子申請による対応に積極的に取り組むこと。

2. 相当数の職員の出勤が困難となったことにより、業務規程に定める緊急を要する場合として休業せざるを得なくなった場合には、各機関のホームページ等でその旨を周知するとともに、国土交通省担当宛てにメール等で報告すること。また、この際、申請者等からの電話等による問い合わせに適切に対応できる体制を整えること。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 小川、田下

TEL : 03-5253-8933

国住指第1287号
令和3年7月12日

各指定確認検査機関（大臣指定）
各指定構造計算適合性判定機関（大臣指定）
各指定認定機関
各指定性能評価機関

の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
業務の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年7月12日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が東京都において発出、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間が延長され、新型コロナウイルス感染症対策本部長が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日決定、令和3年7月8日変更。以下「基本的対処方針」という。）が示されております。日本国内における新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、すでに「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について」（令和3年6月21日付け国住指第1177号）により協力をお願いしたところですが、基本方針の内容を踏まえ、引き続き業務の実施にあたっては、下記の点に留意されるようお願いいたします。

なお、地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

1. 業務の実施にあたっては、業務時における換気や咳エチケットの徹底等を行うとともに、電子申請又は郵送による申請の受付、審査時等の電話やテレビ会議等による情報の確認等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮すること。

なお、電子申請については、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）」（令和2年12月28日付け国住指第3408号）及び「建築確認手続等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」（令和3年2月1日付け国住指第3661号）で通知したとおり、押印を求める手続の見直し等を行っており、当該通知に基づき、電子申請による対応に積極的に取り組むこと。

2. 相当数の職員の出勤が困難となったことにより、業務規程に定める緊急を要する場合として休業せざるを得なくなった場合には、各機関のホームページ等でその旨を周知するとともに、国土交通省担当宛てにメール等で報告すること。また、この際、申請者等からの電話等による問い合わせに適切に対応できる体制を整えること。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課

（指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関）

小川、田下 TEL：03-5253-8933

（指定認定機関）

山田、中村 TEL：03-5253-8513

（指定性能評価機関）

窪田、中古 TEL：03-5253-8513